

# 東京裁判の研究動向に関するノート

## —二冊の著作の刊行によせて—

永井均

### はじめに

敗戦の衝撃も冷めやらぬ一九四六年五月三日、東京裁判

が開廷する。この裁判で連合国一一ヶ国は、東条英機らかつての戦争指導者八名を「重大戦争犯罪人」として起訴し、審判を下した。「今回の司法手続ほどに、正義を確保すべき保障を完備した例を、他に考えることができない」。ダグラス・マッカーサー元帥のかよな東京裁判評とは裏腹に、判決後、裁判記録の公刊もみないまま、この裁判はいつしか忘却の彼方に追いやられていった。しかし、米軍のベトナム北爆（一九六五年）を契機に「平和に対する罪」「人道に対する罪」を裁いたこの裁判を再検討する動

きが現れ、さらに近年、裁判参加各国で関係資料が公開され始めたことと相俟って、より豊かな東京裁判研究が可能になった。

さて、小論の目的は最近刊行された東京裁判に関する二冊の著作、栗屋憲太郎『未決の戦争責任』（柏書房、一九四四年、二六二頁、二四〇〇円）、および栗屋憲太郎・NHK取材班『東京裁判への道』（NHK出版、一九九四年、二五八頁、一四〇〇円）を紹介することにある。これら作品の意義を考える前提として、まず近年の研究状況をごく簡単に振り返っておきたい。

### 一、最近の東京裁判研究

その正当性をめぐり、イディオロギーに基づく激しい意見対立に収斂してきた従来の議論とは異なる枠組で、この裁判が語られたのは最近のことである。<sup>(1)</sup>近年、関係資料の公開・発掘に伴い、東京裁判の実証研究はいくつかの潮流を形成しながら進展しつつある。<sup>(2)</sup>

まず指摘しなければならないのが、訴追を担った国際検察局（I.P.S.）の動向を分析した研究である。一九七五年以降、膨大なI.P.S.文書が米国立公文書館（ワシントン）で機密解除、公開されたことがこの観点からの研究を促進した。栗屋憲太郎「東京裁判への道」（朝日ジャーナル）一九八四年（八五年、以下「道」論文と略記）、同「東京裁判の被告はこうして選ばれた」（『東京裁判論』大月書店、一九八九年）は同文書を駆使し、これまでヴェールに包まれてきた裁判開廷にいたるプロセスを解明した先駆的研究である。訴追政策の形成過程を分析する際、連合国内部の権力状況——とりわけ英連邦の動向——を重視した論考に日暮吉延「起訴状作成の政治過程」（『戦後外交の形成』山川出版社、一九九四年）、またI.P.S.局長ジョセフ・キナンの役割に焦点に当たるものとしてデバラ・ハテス『ギャング退治者から戦犯担当検事へ』（一九八九年）がある。

第一の潮流は免責問題を扱った研究である。竹前栄治「象徴天皇制への軌跡」（『占領戦後史』双柿舎、一九八〇年）、栗屋憲太郎「東京裁判と天皇」（『東京裁判論』）、デイヴィッド・シソノズ「オーストラリアによる戦争犯罪調査と裁判」（『近代日本と植民地』第八巻、岩波書店、一九九三年）は、東京裁判で昭和天皇が不訴追になる経緯を米国、オーストラリアの立場からトレイスし、前掲の栗屋「道」論文、常石敬一編訳『標的・イシイ』（大月書店、一九八四年）、そしてジョン・プリチャード「東京戦争裁判の歴史的重要性概観」（一九八七年）では、日本軍の化学戦・細菌戦が情報独占を日指す米国によって意図的に審理対象から除外されしていく事情が検討された。一方、田中利幸『知られざる戦争犯罪』（大月書店、一九九三年）は、東京裁判で不問に付された事例として人肉食の問題を指摘する。第三の潮流として、参加各國の東京裁判への対応を主題とする研究があげられよう。山極晃「中華民国政府の『日本人主要戦犯名簿』について」（『横浜市立大学論叢（人文科学系列）』一九九〇年）と宋志勇「終戦前後に於ける中國の対日政策」（『史苑』一九九三年）が中国の動向<sup>(3)</sup>を紹介したのをはじめ、日暮吉延「極東国際軍事裁判所構成国条件」（『国際政治』一九九〇年）がインド、永井均「極東国際軍事裁判と『小国』の立場」（『問ひ直す東京裁判』緑風出版、一九九五年）がフィリピンと、アジアの観点からの分析が相次いで試みられている。他方、ヨーロッパ参加

国の視点から叙述した論考も若干存在する。例えば英國の対応についてはロジャード・パックレー『占領外交』（一九八二年）とハリス夫妻の『刀を鞘に納めて』（一九八七年）が紹介した。ニュージーランドについてはアン・トロッター『ニュージーランドと日本』（一九九〇年）で言及され、オランダに関してはJ・ファン・ペールヘーストが「オランダと東京裁判」『思想』一九九三年を発表した。さらに、栗屋憲太郎「東京裁判とソ連」（『東京裁判論』）は米国外交文書に依拠しつつソ連の対応を素描する。

以上の三つの研究潮流に加え、判事側の内部動向を分析したアーノルド・ブラックマン『東京裁判』（時事通信社、一九九一年）、日暮吉延「パル判決再考」（『日本近代史の再構築』山川出版社、一九九三年）や、日本の支配層の東京裁判への対応（協力）に着目した吉田裕『昭和天皇の終戦史』（岩波新書、一九九二年）、日暮吉延「東京裁判の弁護側」（鹿児島大学社会科学雑誌）一九九三年など、新たな角度からの研究成果が提出されつつある。

## 二、『未決の戦争責任』をめぐって

本書は「一九八〇年代後半から近年にかけて発表した論文、論評、エッセイ、対談を収録するとともに、一部、書評をふくめた」（「あとがき」）、栗屋憲太郎氏の著作

集である。八章で構成され、「戦後日本が現在までひきずつてきた未決の戦争責任問題」（六頁）が多角的に論じられる。その対象は現在噴出している旧連合軍捕虜や元「従軍慰安婦」による謝罪・補償要求との背景の観察から、東京裁判における細菌戦・毒ガス戦の無問責がもたらした諸問題にまで及ぶ。長年の東京裁判研究の途上で、著者は裁判における様々な免責事項の存在に遭遇する。そして「免責問題は、日本における『過去の克服』の阻害要因」になった栗屋「東京裁判にみる戦後処理」「戦争責任・戦後責任」（朝日選書、一九九四年、八八頁）との問題意識が生まれ、著者をして戦後半世紀経た今日まで遺されてきた未解決事項の諸テーマに駆り立てたものと思われる。

さて、本書には東京裁判そのものを扱った二つの論考が収められている。その一つ「東京裁判・国際検察局尋問調書」（第四章）は、I.P.Sによる戦犯容疑者への尋問内容を紹介したものである（石原莞爾と松岡洋右の調書を除いて、多くは「道」論文と重複）。著者は東京裁判の裏舞台で「戦犯容疑者から一般の日本人にいたるまで、少なからざる人々が裁く側に『協力』、『連携』した」事実を捉え、「連合国による一方的な『勝者の裁き』」論にみられる陥穽を批判する（一二〇頁）。

一方、未訴追のままスガモ・プリズンや自宅に拘禁され

つづけていたA級戦犯容疑者が釈放される過程を扱ったのが第三章「東京裁判－訴追と免責」である。釈放問題について本格的な解説を試みた最初の研究として、本書の中で最も注目される。本論文は連合国総司令部（GHQ）法務局（LS）文書に依拠しながら釈放経緯を跡付けている。その際、著者はGII（参謀第二部）とマッカーサーのイニシアティヴをとりわけ重視する（五八〇六二頁）。ただ、（一）釈放の決定権を握る三者（IPSとLS、GII）のうち、第二、第三のA級国際裁判の開廷を要求していたIPS、LSの態度が徐々に軟化していく過程それ自体は描寫されるものの、肝心な変容の要因について——他の連合国代表の対応も含めて——詳細な説明がなされていないこと、そして（二）釈放の基本政策の枠組形成がワシントンでなされていたことが示唆される（五九〇六一、六四〇六五頁）が、本論文では米本国政府の釈放問題への対応について、立ち入った解説が避けられている点が惜しまれる。

### 三、NHKの取材成果

栗屋憲太郎・NHK取材班『東京裁判への道』は一九九二年八月一五日に放映されたNHKスペシャル『東京裁判への道』なにが、なぜ裁かれなかったのか』を基礎に編まれ、昭和天皇の「不訴追決定にいたる国際的な政治過程を、

一次資料と証言で追究すること」（一二二頁）を主題としている。NHKは米国、ロシア、台湾などで資料を涉獵し、極めて重要な文書をいくつか発掘した。先行業績をこれら新資料で補いつつ再構成したのが第一部「東京裁判への道」である（第二部の栗屋憲太郎「東京裁判と昭和天皇」は第一部の解説、第三部「資料」はロシアで入手した「野坂へ参三」訪ソ一件書類の抄訳、およびその解題）。

天皇免責の問題は巻末の文献目録が示すごとく、決して新しいテーマではない。確かに免責の政治力学は相当程度明らかにされてきたが、それでも「歴史の空白」は存在していた。蔣介石・中華民国政府の天皇問題への対応を示す国防最高委員会ファイルの発掘（六六〇七〇頁）。ソ連の戦犯リスト、およびIPSの被告選定会議でソ連代表が天皇を戦犯指名しなかった事情を物語るV・M・モロトフ外相の極秘指令（一五一〇五四頁）。本書の最大の意義は、何よりも從来不鮮明であった中国、ソ連の対応を判断する材料がここに与えられたことにある。また、一次資料では確認されていないものの、キーナンによって米国検察団は来日（一九四五年一二月六日）前後より天皇不訴追の方針を伝えられていた、という米国人スタッフの証言も興味深い（八四〇八六頁）。

れるあまり——それ自体は否定しないが——、「ロンドンは一九四四年以来、天皇を起訴すべきないと合衆国を説得してきた」との指摘に象徴される英國の果たした主体的役割が捨象、ないし軽視されるなど（五四～五五、一九三頁）、不満な点がないわけではない。しかしながら、ここで紹介した諸資料によつて、新たな東京裁判像が提示されたといふ本書の意義は毫も損なわれるものではないであろう。

## おわりに

英國代表検事として熱弁をふるつたローハンズ・カーは東京での職務を終えた後、次のように回顧した。

全く知らないか、もしくはただ疑わしいままであつたであろう諸事実が、日本国内で発見された夥しい数の資料群によつて裁判の場で明らかにされた。

カーチャーのいう、検察側の「夥しい数の資料群」ばかりか、裁判に臨むにあたつて弁護側が収集した証拠資料までもが、現在、日本で閲覧可能な状態になりつつある。

これまで東京裁判研究の現状について概観してきたが、裁判そのものの探究のみならず、これら膨大な検察・弁護双方の収集資料が今後の歴史研究に寄与していくものと思われる。研究者が「徹底的な歴史研究をおこなうには、（東京裁判の）法律家たちが選びとつた文書によつて構築

された歴史像を超えないならないだろう」とは、かつての中國代表検事補、ショームズ・リュウの言だが、そのための素材は確実に日の目をみつゝあるのである。

## 註釈

(1) 一九八三年は東京裁判研究にとってエポックを画する年であった。すなわち、同五月一八、二九日の両日、東京・池袋のサンシャインシティ（スガモ・プリズン跡地）で東京裁判に関する国際シンポジウムが開かれ、オランダ代表判事のB・V・A・レーリングク氏をはじめ諸外国からの報告者・パネラーを交えつて裁判が複眼的に検討されたのである。シンポジウムの成果は細谷千博他編『東京裁判を問う』講談社学術文庫、一九八九年、に載録されている。

(2) 小論では紙幅の関係もあり全ての研究をカヴァーすることはできない。以下の文献も参照のこと。東京裁判ハンドブック編集委員会編『東京裁判ハンドブック』青木書店、一九八九年。John R. Lewis comp., *Uncertain Judgement*, California, 1979.; Norman E. Tutorow comp., *War crimes, war criminals, and war crimes trials*, New York, 1986.

(3) Deborah Hattes, From gangbuster to war crimes prosecutor, Senior honors thesis submitted to the Department of History, Washington and Lee University, 1989.

(4) R. John Pritchard, An overview of the historical importance of the Tokyo war trial, Nissan occasional paper series, No. 5, Oxford, 1987.回譜文せ、化學戰・編

- 歴戦に觸及するにあたるが、裁判に内在する諸問題を検討したものが多々ある。トマスチャーチ博士による裁判試験について次の一ページ参照のこと。R.J.Pritchard, What the historian can find in the proceedings of the International military tribunal for the far east, Ian Nish ed, *Japan and the second world war*, London, 1989.
- (15) ハセモア「中國代表軍事・海空軍の遺著『遠東国際軍事裁判』(中国・法律出版社)一九八八年)の存在。
- (16) Roger Buckley, *Occupation diplomacy*, Cambridge, 1982. Meirion and Susie Harries, *Sheathing the sword*, London, 1987.
- (17) Ann Trotter, *New Zealand and Japan 1945-1952*, London, 1990.
- (18) ハーラー「軍事に接するハシタガ『記録』(平にやまと)」B.V.A. Röling and Antonio Cassese, *The Tokyo trial and beyond*, Cambridge, 1993.
- (19) 国語文の原題は、『連檢察官の『証』』(トマスチャーチが上梓した『東京裁判』(大月書店、一九八〇年)所収の解説)。その他、『連代表判事補だつた』(トマスチャーチの回想録A. H. Nikolaev, TOKIO: суд народов, Москва, 1990. シテ元行わざと。
- (20) 粟屋憲太郎・吉田裕編『国際検察局(I.P.U.)尋問調書』全五巻、日本図書ヤハタ、一九九三年。
- (21) Buckley op. cit., p117.
- (22) A.S.Comyns-Carr, The Tokyo war crimes trial, *Far Eastern Survey*, 18 May, 1949., pp.111-112.
- (13) 東京裁判の法廷記録は『遠東国際軍事裁判速記録』全10巻、雄松堂、一九六八年、および R. John Pritchard and Sonia M. Zaide eds, *The Tokyo war crimes trial*, 22 vols, New York and London, 1981. は収録され、また、法廷で朗読されたたかトマ・カニンガム裁判長の五名の判事が個別に起草した意見書を収めた資料集はB.V.A. Rüting and C. F. Rütter, *The Tokyo Judgement*, 2 vols, Amsterdam, 1977. である。検察側が収集した資料群(国際検察局文書[Euident Italy Documents])は、国立国会図書館国政資料室が米国外交文書館からマイクロフィルムの形で入手し、公開している。『国際検察局押収重要文書』シリーズ(日本図書センター、一九九四年)は同資料を編集したもの。一方、弁護側の収集資料も、東京裁判資料刊行会編『東京裁判未提出辯護側資料』全八巻、図書甲子年(一九九五年)として刊行された。
- (14) James T.C.Liu, The Tokyo trial-source materials, *Far Eastern Survey*, 28 Jul.1948., p.170.  
〔付記〕一橋大学の吉田裕助教授は関連文献の閲覧を許可していただ。記して謝意を表した。

(立教大学 大学院地理学専攻博士課程後期)